

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2021 年 3 月 8 日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 060-0005

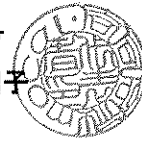
住所 札幌市中央区北5条西23丁目
1-10-501

電話番号 011-641-9010

評価機関名 合同会社 moca l

認証番号 北海道 第20-004号

代表者氏名 代表社員 宇津野 朗子



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	高橋 春美	総合	第0018号
	(2)	神内 秀之介	総合	第0068号
	(3)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	旭川市立新旭川保育所			
設置者名称	旭川市			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2020 年 9 月 1 日	～	2021 年 2 月 18 日	
利用者調査実施時期	2020 年 10 月 30 日	～	2020 年 11 月 30 日	
訪問調査日	2021 年 1 月 12 日			
評価合議日	2021 年 2 月 3 日			
評価結果報告日	2021 年 3 月 8 日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 同意あり <input type="checkbox"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

合同会社 moca |

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称：旭川市

代表者氏名：旭川市長 西川 将人

所在地：〒070-8525 北海道旭川市6条通9丁目

TEL 0166-26-1111

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

喫急の保育課題に対する対応力について

他の市立2保育所とも連携協力しながら、旭川市公立保育所の使命として、特別支援保育・障害児施策の推進、病後児保育など民間保育所だけでは実践できない課題について積極的に取り組んでいる。また、今般市内の病院等の新型コロナウイルスのクラスターにより、看護師等専門職員の需給が高まる中で、実際には幸いにも必要性が解消されたが、年末年始にその専門職の子どもたちの保育の受入準備体制を整えるなど、市内の保育に係る喫急な社会的課題について即時対応できるよう普段から実践し対応力が担保されていることが評価できる。

各職員の保育観と質を大切にした標準的な実施方法確立

施設長の「誰にもやさしい保育所」の思いを職員とのコミュニケーションの中で伝達し組織的に標準的な実施方法の整備に取り組んでいる。標準的な実施方法の「保育所マニュアル」は、「職員それぞれの保育観を大切にしながら基本ベースの統一」を図る専門的思考を尊重した組織的な確立に努め、行事中心ではなく異年齢小集団保育とクラス保育から保育所生活・生活リズムを大事にし、画一的な保育にならない職員の専門性を活かす質の高い保育の実践に取り組んでいる。保育の質を高め子どもの情報を大事にする一つの取組として、遅出の保育士が翌日の早出の勤務に付き、前日からの保育上必要な子どもの状況情報を活用して、日々の保育実践の継続を大切にされた保育所保育に取り組んでいる。

異年齢小集団保育で子どもの思いを形にしながら楽しく活動

当保育所の子どもたちは、3～5歳児を10人ほどのグループに分けたたてわり保育を「わくわく保育」と名付け、2週間に1度1日一緒に過ごす時間を楽しみにしている。自分たちでやりたいことを、みんなで考え話し合っ決めて材料集めも積極的に行い、家庭の協力もある。散歩に出かけ虫やリスを見つれたり、廃材から「スーパーマーケット作り」をしたり、「電車づくり」から「電車ごっこ」になったり、それぞれがアイデアを出し、制作意欲はとどまるところを知らない。役割を分担し、協力し合っ取り組み、グループごとにオリジナリティあふれる活動内容となっている。また、お世話をしたりされたりする中で友達を思いやる心が育まれている。当園が保育目標に掲げている「明るく元気な子ども」「豊かな心と思いやりのある子ども」「考えて創り表現する子ども」を目指した具体的な実践は「わくわく保育」の中で展開されている。

◇改善を求められる点

保育の質の向上を目指した中長期計画書の策定について

新旭川保育所の中長期計画として「第2期旭川市子ども・子育てプラン」を位置付け、同プランの中でもその位置付けが示されているが、旭川市が今後進めていく子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定されたものであり、当該保育所の中長期計画としてそのまま位置づけるには、広範にわたり抽象的で具体性に欠けている。また、策定のプロセスなどにも参画する機会がなく、保育所や職員の意見や現状の課題が反映され、更新されたものと見なすことは難しいと思われる。旭川市の子ども・子育ての中心的役割の一躍を担っていることは自明であるが、今後は市で策定した「旭川市子ども・子育てプラン」は、あくまで上位のビジョンと位置付け、保育の質の向上を目指し独自の中長期計画を策定できる体制や仕組みを検討し計画を立案することが期待される。

相談体制と苦情解決体制の機能性充実

保護者や子どもの現状や相談内容と子育て・子育て支援の状況を記録し職員間で情報共有を行う組織内のPDCAを踏まえた標準的な実施方法を確立し、日常的に職員が保護者へ言葉かけを行いながら仕組みを機能させ、苦情解決の仕組みも整えている。日常的に接する職員以外に、子育て相談や保育士以外の栄養士・看護師等の専門性に応じた相談の仕組みや苦情解決の仕組みを組織内に用意しているが、仕組みについての周知は口頭周知が主である。情報発信の多チャンネル化として、紙媒体や電子媒体の配布・配信・掲示等の周知手段の検討・充実の取組が望まれる。複数の相談方法や窓口があり自由に選べること等のわかりやすい周知を行い、苦情に至る前の相談・要望から苦情等を積極的に把握するために保護者等が申し出やすい工夫の検討を行い、現状の仕組みの機能をより充実させることが期待される。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受審するにあたり、全職員で何度も話し合うことが必要になり、保育を一から見直す良い機会になりました。今までとは違う視点で保育を見つめ直し、保育内容はもちろん、保育環境、保育教材等どうしてこうしているのか？なぜ続けているのか？など根拠を改めて確認しました。今回のように丁寧に保育所のあり方を振り返ることが大事だと感じました。総評で良い評価を頂いた、異年齢小集団保育については保育目標に沿った取り組みであると認めて頂き、大変自信と励みになりました。思いやりの気持ちや責任感、自己肯定感につながる取り組みとして今後も創意工夫を忘れずに取り組んでいきたいと思えます。第三者評価を受審したことだけに満足するのではなく、ご指摘を頂いた改善を求められる点や保護者アンケートの結果を真摯に受けとめ議題を明確にし、全職員で共有し、改善に向けて取り組んでいきたいと思えます。子どもたち、保護者、職員みんなに優しい保育所を目指して一層頑張っていきます。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 令和 2 年 11 月 30 日

経営主体 (法人名)	旭川市		
事業所名 (施設名)	旭川市立新旭川保育所	事業 種別	保育所
所在地	〒 070-0010 旭川市大雪通7丁目		
電 話	0166-23-5409		
FAX	0166-23-5409		
E-mail	sinasahihoiku@city.asahikawa.hokkaido.jp		
URL			
施設長氏名	高橋 千代美		
調査対応ご担当者	高橋 千代美 (所属、職名： 所長)		
利用定員	90 名	開設年	昭和 30 年 6 月 8 日
<p>理念・基本方針：</p> <p>保育理念：児童憲章を基本として、乳幼児の心身共に健やかな発達を保障し福祉の増進を図る。知育、徳育、体育及び情操教育を重んじ、乳幼児の将来において調和のある人格を育て日本文化に親しみ、社会に適応して自立することを旨とする。</p> <p>基本方針：○保育所保育指針に基づき日々の保育を実践する。 ○子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにし、健全な心身の発達を図る。 ○家庭や地域との連携を図り、養護と教育が一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成する。 ○地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。</p>			
施設・事業所の特徴的な取組：			
第三者評価の受審回数 (前回の受審時期)		0 回 (平成 年度)	
開所時間 (通所施設のみ)	保育標準時間	午前 7 : 00 ~ 午後 6 : 00	
	保育短時間	午前 8 : 30 ~ 午後 4 : 30	
	延長保育	午後 6 : 00 ~ 午後 7 : 00	

【当該事業に併設して行っている事業】

病後児保育事業 (定員 3 名)

【利用者の状況に関する事項】（令和2年11月30日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
0名	2名	8名	6名	11名	15名
5歳児	6歳児	合 計			
15名	6名	63名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	2名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】 (令和2年11月30日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	29名	1名	名	名	名
非常勤	14名	名	名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	19名	2名	名
非常勤	名	名	9名	2名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	4名	名	2名
非常勤	名	名	3名	名	名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	20名 (9名)
栄養士	1名 (名)
調理師	1名 (1名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積			m ²
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	847	m ²	
(2) 園庭面積	794	m ²	
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園 (300平米ぐらい) に行つて外遊びを行っている。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	昭和	30年	
(5) 改築年	昭和	56年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制		
(2) 建物面積			m ²
(3) 敷地面積			m ²
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	年	

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 31 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

13 人

・ボランティアの業務

- ・おはなしの会
- ・クリスマス会のサンタクロース役

【実習生の受け入れ】

・平成 31 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 53 人 保育士・看護師・子育て支援員

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

・アンケートの実施
年度末に保護者に対してアンケートを行い、アンケート結果を書面掲示している。また、意見・要望があった場合は、職員間で情報を共有し、次年度に反映させている。

・役員会・組別懇談会・個別懇談会で意見・要望等を直接聴き取りしている。

【その他特記事項】

評価細目の第三者評価結果（保育所）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	保育所の理念基本方針は、玄関入り口に児童虐待防止啓発ポスターと一緒に掲示されている。年度の事業計画である「全体的な計画」は要覧に記載され職員には会議や契約更新時等、保護者には、年度当初に資料配布や全体懇談会、個別懇談会で説明をし理解を促進している。個別のHP作成には着手されており、今後の公開が期待される。

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	事業年度ごとの予算策定に向け、市の策定プロセスに沿って決められた時期までに定められたフォーマットで事業評価・行政評価を実施し、保育所を取り巻く現状について把握分析している。その際には、市立3保育所の所長会の意見等を上申し参画している。
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	施設・設備の老朽化やバリアフリー化等個別具体的な課題があっても、市の行政機能の一部として限られた一般財源の中での運営であることと、市立3保育所の中での協議が必要であり施設単独の課題の改善を進めることが難しい現状である。しかし、今年度は臨時でボイラー整備を実行するなど、早急に必要な課題については具体的に進めている。今後は中期計画策定のプロセスや意思決定のプロセスにおいて、それぞれの地域や現場の意思決定が予算策定などにできるだけ早期に対応できるシステムが構築されることが期待される。

Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	旭川市の中長期的なビジョンとして、新たな「旭川市子ども子育てプラン」を保育所の中長期計画として掲げている。しかし、旭川市内の市立3保育所を含めた子ども子育ての全体的なビジョンであり当該保育所の具体的な方向性についての明示には至っていない。また、今回も本体計画策定のプロセスに所長など保育所の代表が直接参画されることはなかったことから、今後は、個別に具体的な当該園の3年から5年のビジョンについて計画され示されることが期待される。
5	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	中長期計画を支える1つの柱である旭川市の「市立保育所の在り方及び市保育士の人材育成に係る方針」については、所長のほか課長と主幹がワーキンググループに参画し、内容を保育所の単年度事業計画である「全体的な計画」に反映している。しかし今後は、中長期計画策定プロセスの一部だけではなく全体に初めから参画できる取組や、内容についても一部のかかる方針のみでなく全体からのブレイクダウンと職員全体の参画で策定されることが期待される。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	保育所の単年度事業計画である「全体的な計画」は、年度末に向けクラス会議や全体会議を中心に評価・見直し等の議論を重ね新年度計画を立案している。今後は、今年度のように通常の年度とは異なる状況になった時であっても、年に1度の評価・見直しではなく、半期や四半期ごと、また場合によっては都度計画そのものを評価・見直しができるような体制の構築が期待される。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	年度当初の総会や役員会、個別懇談会で、主に行事計画について口頭ならびにお便りや掲示などで周知している。また、事前周知が必要なものは、資料を作成し都度保護者に説明している。しかし、事業計画全体については十分周知には至っておらず、お知らせや資料の配布程度に止まっている。今後は、資料や周知方法について検討し、わかりやすく伝達できることが期待される。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	定められたフォーマットにて正職員を中心に年に2回自己評価を実施し、取りまとめ結果を保育所で掲示している。今後は、今回受審の第三者評価のように全職員が参画する取組を継続的に実行し、全体で課題の共有と改善計画の立案・実行・評価・見直しのPDCAサイクルを確立し、その状況をHPなどで公表して広く周知されることが期待される。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	現行の取組は正規職員中心に全体会議などで課題が共有化され、自己評価の結果を保育所の玄関に掲示するなど取り組んでいる。今後は、市立3保育所で共通認識を持ちながら、福祉サービス第三者評価の受審の継続と、自己評価を継続しながら、全職員参画で質の向上に向け取り組める体制が担保されることが期待される。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	所長の役割と責任、権限について事務分掌や保育所マニュアルなどに明示されている。保育の現場に入り職員と協働することで職員とのコミュニケーション機会を増やすことや、個別面談時に一人ひとりの職員に自らの「誰にでも優しい保育所」についての思いを伝え、理解を促進している。
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	所長は、遵守すべき法令などを整理し、市立3保育所の所長会議・外部研修参加や行政通知、専門雑誌などから情報を収集し把握する取組を実践している。毎日の打合せや会議等で、また必要時の現場の点検立会などで最新の情報や関係法令について口頭や回覧等で伝達している。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	所長は、年度の自己評価や行政評価・年度計画策定時に定期的に提供している保育の質の評価を行い、自らも保育の現場に積極的に介入し、職員の関心や必要と感じているテーマの研修に参加し、内容について会議や打ち合わせ時にフィードバックしている。また、保育の現場での実践にすることでリーダーシップを発揮し職員を牽引して質の向上に自ら働きかけている。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	所長は保育所運営のあり方の基本となる体制作りのため、担当部署管理職と共に、市立保育所の在り方を検討している。またその際には、若手職員を「市立保育所の在り方及び市保育士の人材育成に係る方針」に基づく事業計画策定メンバーに起用するなど、現場職員を巻き込み組織全体で現状把握と実効性を高める取組についてリーダーシップを発揮している。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	新たに会計年度任用職員採用や再就職支援や周辺人材としての子育て支援員研修の受け入れなどを実施し、目の前の人員確保については、具体的な取組が工夫されている。しかし、本来的に目指す保育所の在り方やビジョンの策定や、それに基づいた必要とされる福祉人材の採用・定着・育成などの計画が立案されるまでには至っていない。今後検討し計画が立案されることが期待される。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	正規職員は、定められた人事考課制度等の規定に沿って自己評価や定期面談など人事管理が実施されている。また、臨時や代替職員には「求められる保育士及び業務にあたって必要な知識と技術」を明示した上で、契約更新時も含め、評価につながる新たな自己評価シートの活用と面談を始めている。今後も継続的に全体の人事管理が実施されることが期待される。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	所長や主査などが就業状況や意向を把握するため、日頃から現場で協働しコミュニケーションを取り、働きやすい環境となるよう、有給休暇の取得や残業時間の削減に取り組んでいる。有給については代替職員の採用などで促進されているが、業務については、正規職員や一部の職員に偏るなどの課題を把握しつつも改善に繋がっていない。今後は業務分掌などの見直しを含め、全体的な業務負担の見直しやストレスチェックの全職員実施など改善が促進されるような取組が期待される。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	正規職員は、市の職員としての人事管理の中で人材育成について取り組まれている。保育の質の向上を基盤とした育成としては、「求められる保育士及び業務にあたって必要な知識と技術」を明示し、非正規や職員の育成の方向性を周知している。ただし、臨時や代替職員など全ての職員一人ひとりを対象とした個別の育成計画の策定には至っていない。今後は現在実践している取組を基盤としつつ、現在取り組みはじめ試行錯誤している保育の質の向上へ繋がる個別育成の取組が構築されることが期待される。

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	毎年度で全体の方針や目標・計画については策定されている。ただし、それぞれに必要な教育の機会の確保や外部研修を含めた機会の確保は、雇用契約パターンによって育成の視点で必要に応じた仕組みとなっていない。今後は、既存の方法にとらわれず、オンラインやアーカイブ・e-Learningなど必要に応じた教育や研修機会の確保ができるような体制の改善が期待される。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	午睡の時間や会議などの時間を有効活用し全ての職員がなんらかの教育や研修の機会が確保されるように工夫している。今後は、契約のパターンに関係なく、オンラインなど新たな研修方式や外部の教育など、研修の機会の必要があれば、業務として確保されるにはどのように体制を整備すれば良いかなどを検討し、職員一人ひとりの育成に必要なとされる教育・研修の機会が確保されることが期待される。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生受け入れマニュアルを必要に応じて見直し更新し、実習生を受け入れる意義や方針などが明示され、関係帳票も揃え、要請があれば保育士以外にも看護師、栄養士、子育て支援員、保育士の再就職支援、職場体験等様々な業種の実習生を受け入れている。また実習指導担当者の指導者研修にも取り組んでいる。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	旭川市のHPや広報誌に全体の予算や行政評価の結果などについては掲載されている。ただし当該保育所の状況については、市民や保護者・関係者から見てわかりやすい表現には至っていない。現在、市立の神楽保育所のHPが市のHPの関連施設内に公開され運用されている。今後は当該保育所についても現在利用中の保護者や家族、また今後利用を検討している市民などが見ても、特徴的な取組である病後児保育のタイムリーな状況や園の事業の取組、また目指している方向性などがわかりやすくなるような広報誌の作成やHPの改訂・更新などの検討が期待される。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	保育所での事務・経理・取引の執行については、市のルールである「契約事務の手引き」「財務会計システム執行系事務取扱」に則り行われ、実際の運用においても市役所とオンラインで結ばれているシステム上で執行状況が確認できる仕組みとなっており、保育所と市の担当部署でチェック機能が働くように体制が整備されている。また全体的な監査として人事監査院の監査が定期的に行われている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	地域のイベントなどの園内掲示や保育所のイベントの地域へのPRなどを実施し交流機会を発信している。また近隣の小学校や高齢者施設、保育園・幼稚園などと年中行事で定期的に交流している。今後は、年度の事業計画である全体計画に具体的な地域との関わり方の基本的な考え方や指針を明示した上で、保護者や地域との関係機関などと、こういう交流が難しい時期だからこそ、どのような連携や取組ができるか検討し明示され、実践されることが期待される。

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティア受け入れに対する基本的な姿勢や体制などを示した「ボランティア受け入れマニュアル」を整備し、学生の保育体験や高齢者のボランティアなどを地域の社会資源として受け入れ、お話を会や誕生会・行事などでボランティアの受け入れを実施している。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	必要な関係機関のリスト化と子ども毎の個別の必要な関係機関リストが整備され、年度に1度の定期的な見直しと必要時に更新され職員間で共有されている。事例を機会に市の関係部署、医療機関や子ども総合相談センターや相談支援事業所、児童発達デイサービスなどとの連携を展開している。地域のネットワーク「たいせつネット」にもケース会議を含め参画し会議にも定期的に参加している。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	他の市立2保育所とも連携し市の保育事業全体のモデルとなり牽引していくことを目標とし、園解放事業や妊婦とパートナー事業を実施するなど継続的に取り組んでいる。また、子育て支援員やファミリーサポートセンターの会員に対し、保育講話や実技指導を行い、ペアレントトレーニング研修のサポートや地域の子育て環境の充実や活性化に取り組んでいる。再就職支援研修の講師や子育て支援員の実習受け入れなども実施している。また市内にある教育大学の運動の研究や学生の卒論等にも協力している。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	「明るい福祉施設を作る運営協議会」に所長が参加し旭川市全体の福祉のニーズの把握に努めている。子ども総合相談センターとの連携により、地域の子育て支援の相談窓口の機能を果たしている。また「妊婦とパートナーの保育体験事業」を実施し、初めての出産に不安を持つ妊婦や若い世代の妊婦をもつ家庭や夫に対する相談支援などを行い不安の低減や具体的なアドバイスなどを行っている。また病後児保育事業を行い、病児保育事業対象保育所との連携を実践し、保護者の早期の就労を支援できる取組を実践している。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	「保育所マニュアル」「人権擁護のためのセルフチェックリスト」の配布・活用と所内研修等で、全保育士へ子どもを尊重した保育提供の周知徹底に取り組んでいる。通常の保育へ特別支援保育や異年齢小集団保育を組み込みながら子ども達の相互尊重の心を育む保育を実践し、その実践内容について入所時等に保護者へ説明を行い、保護者理解を図っている。
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	「保育所マニュアル」内に守秘義務とプライバシー保護を整備して、子どものみならず保護者も対象であることを明記し、「保育所の特性に応じた留意点」を具体的に挙げ職員理解を深めている。「虐待対応マニュアル」を整備し研修を行い保護者等対応のチェックリスト・職員対応チェックリスト等で早期発見に努めている。具体的な不適切な保育のふり返りとして、人権擁護のセルフチェックリストと対応方法のポイント明記を活用し子どもを尊重する保育の実施に努めている。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a 保育所の理念の基に行っている、異年齢小集団保育、特別支援保育、病後児保育等の保育所の機能特性の紹介や、食育として誕生会給食に一人だけにハート型ニンジンが隠される「ラッキーラブ」、健康促進を目指した「歩育」として散歩の距離・歩数に応じて目に見える工夫の「てくてくメーター」等、保育内容がわかりやすい保育所案内を作成している。保育所案内を定期的に見直しながら公民館への配置や見学者配布等、保育所選択への情報発信に取り組み、保育所利用希望・見学者への対応手順を決めて丁寧な説明が行われている。
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a 保育開始時は、入所説明会で保育所生活の内容から必要な持ち物等も具体的に現物を提示してわかりやすい説明に努めている。安心して入所できるように重要事項説明書や関係書類を提示しながら丁寧に説明し同意を得ている。保育所生活が大きく変更になる0オクラスから1オクラス、3才未満児から3才児クラスの進級時には、手紙や口頭での説明手段を併用して保護者への説明・確認を丁寧に行っている。配慮が必要な子どもや保護者には連携を密にした援助を行うことを「保育所マニュアル」に明記してわかりやすい説明対応に取り組んでいる。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a 保育所等の変更には、転所・退所時、事後の対応として保育所マニュアル内に引き継ぎの手順を整えている。「引き継ぎシート」の作成後に保護者の記録を確認する仕組みを整え「保育所を転所・退所するみなさんへ」用紙に相談担当者を明記し説明対応を行い保護者等へ手渡しして転所後も安心して過ごせるように保育の継続性に配慮を行っている。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a クラス保育と異年齢小集団保育を組み合わせた保育所生活のなかで、子育て・子育てを実感し保護者の満足感を把握している。年度末に保護者へアンケートを実施し、保護者の満足度や意見等を把握・分析・検討して次年度の保育の計画につなげている。今年度は、コロナ感染予防対策も検討しながら可能な限り保護者アンケートの意見を取り入れ、運動会の父母等の競技数を減少して実施したり、コロナ対策自粛期間になり中止となったものの、親子遠足を希望の多い親子バス遠足と子どもみの遠足へと工夫変更して計画を立案、実施等の改善に取り組んでいる。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b 苦情解決の仕組みがあり対応マニュアルも整備し、重要事項説明書の説明時に保護者等に周知している。保育所近隣住民からの保護者のゴミ捨て疑いや保護者の車の高速走行等の苦情に町内会長と連絡を密にして保護者への声かけや保育所だより等で速やかな対応に取り組んでいる。苦情対応が年間数件ゆえ、記名した個別対応のみではなく匿名の苦情対応のあり方も含めた保護者が苦情を申し出しやすい工夫や保護者全体への配慮対応等、積極的に苦情をとらえる仕組みについて再検討することが期待される。

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	少子化や配慮の必要な子どもや保護者の増加等の社会的な保育所状況の変化を踏まえて、既存の施設を工夫して相談スペースを確保し、個別相談等を丁寧に行う環境づくりを行っている。職員の経験知を活かした子育て支援等への相談対応に重点を置き、各専門性に応じた仕組みを保育所マニュアルに整備しているが、保護者等への周知が口頭手段であるので日常的な相談窓口と仕組みの明確化から掲示等も含めた積極的な周知が期待される。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	送迎の際に保護者へ声かけを積極的に行い対話する雰囲気作りに配慮している。相談や意見を受けた際の手順を保育所マニュアル内に整備している。保護者の意見を受け、お迎え時間にあわせて絵本の貸し出し時間を延長し、保護者の借りやすさ改善に取り組んでいる。アンケートの取り方や頻度、内容について工夫を行い年度末に実施しているが、保護者の意見を積極的に把握するために苦情意見の積極的な把握も含めて意見箱や匿名のアンケート等の実施にも期待される。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	主査をリスクマネジャーとしてインシデントからアクシデント対応等のマニュアルを整備し安心・安全な保育の提供を行っている。事故発生防止委員会を設置し、重大事故の場合は1カ月以内に検証して再発防止策を速やかに職員へ周知している。重大事故以外の場合は、定期的に事案を取りまとめ再発防止策を職員へ周知し、効果検証・見直しを組織的に行っている。現在、コロナ禍対応の相乗効果で事故等の発生は0件ではあるが、施設外逃避行為への配慮の必要なグレーゾーンの子どもが増えている状況から職員の研鑽を行い安全確保に取り組んでいる。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	「感染症マニュアル」や「保育所マニュアル」を基に、冬季に合った朝の受入れ対応として、玄関ゾーンでの保護者対応後、子どもが防寒着を脱いでから検温、手指消毒、可能な子はうがい等を行う等、新型コロナウイルス感染症対策を保育所マニュアルに追加して全職員が適切な配慮・対応ができるように周知徹底して実施している。保護者へ毎月の「ほけんだより」を通じて、わかりやすい絵や文章表現で感染症対策等の情報提供を行い、日々、玄関スペースのホワイトボードや掲示物等を通じて情報提供が行われている。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	防災マニュアルとして火災から自然災害、不審者対応等の対応手順を整備し、子どもの心のケアとしてPTSD等の対応についても対応整備に取り組んでいる。食料は食アレルギー対応に配慮し、備品も子どもの定員数を考慮して備蓄リストを作成している。消防署と連携した防災訓練の実施、保護者と連携した緊急連絡用電子メール運用体制の構築等、安全確保に取り組んでいる。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	「保育所マニュアル」を中心に新旭川保育所の標準的な実施方法を文章化している。全職員は配布された「保育所マニュアル」をもとに職員のそれぞれの保育観を大切にしながら標準的な基本ベースを統一して保育実践を行い、クラス会議やケース会議等で保育実践の質を高めることに取り組んでいる。各種会議報告の記録等をもとに個別対応や所内研修等で、所長と主査による標準的な実施方法の指導・助言を行う仕組みが確立している。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	市立3保育所による委員会形式で各マニュアルや指導計画の検証・見直しを定期的に行い、各施設の標準的な実施方法に反映している。年度末の「全体的な計画」の編成会議時には、保育所保育指針をもとに保育所保育の基本について職員理解を深めること等を目的に開催している。今年度は、保育所の社会的責任から人権尊重・地域交流・個人情報保護等の見直し、異年齢小集団保育・食育の効果、特別支援児の割合の多さ、保護者支援の多さ等の検証が行われて「全体的な計画」や「保育所マニュアル」に反映させている。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	指導計画策定責任者を主査として、クラス担任により「全体的な計画」を基に一人ひとりの子どもの姿を評価して年齢に応じて各指導計画を策定している。担任の計画立案とともに保育実践についての振り返りや評価等がPDCAサイクルで行う組織的な仕組みが機能している。特別な配慮を必要とする子どもへの対応として、子ども・保護者を含む家庭への援助を意識して連携を密にし、関係機関との協議等も行いながら保育士や保護者都合の支援にならないように子どもの最善の利益を考える適切な保育の提供に努めている。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	各指導計画は「保育所マニュアル」沿って策定する時期や手順を基にPDCAサイクルで行っている。指導計画は、作成者である主担任だけでなく、クラス担当全員への内容の周知により計画的な保育の実施に取り組んでいる。定期的及び必要時にクラス会議で評価・反省を行う手順の仕組みがあり職員の共通認識のもとに保育の実施を行っている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	各種保育記録等は統一した様式を用いて「保育所マニュアル」と「記録要領」に沿って、実践した保育状況をPDCAサイクルのもとにSOAPの視点もとり入れながら職員間内の書き方に差異が生じないような記録実施に努めている。子どもの日々の状況は、日々の打ち合わせ、連絡ノートを用いて情報を共有し、クラス会議やケース会議の定期開催のほか必要時には随時開催し職員の情報共有に取り組んでいる。
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	子どものみならず保護者等の記録の管理や個人情報の取扱い等は、条例や規定等の定めにより主査を責任者とした管理体制を確立し、記録の保管環境、保存から破棄までの運用を行っている。廃棄（溶解）については廃棄漏れがないように梱包の上にて丁寧に処理している。個人情報保護規定の遵守として職員は守秘義務誓約書を交わし教育・研修により各規定等の遵守徹底に努めている。保護者へも重要事項説明時に個人情報の取扱いを説明・周知して同意書を得ている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 保育課程の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	保育課程は、保育指針に基づいた保育理念・基本方針、保育目標があり、全体的な計画とし、子どもの成長発達や地域の実態を考慮して、年齢別に年間・月間指導計画として編成している。毎月の評価・反省をもとに年度末に評価・見直しを行い、それを踏まえて編集会議で次年度計画に反映している。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	エアコン・温度計・湿度計を設置し快適な状態に管理している。看護師による消毒を毎日行っている。また、クラス担当保育士は年齢別事故防止チェックリストによる確認を毎月行い安全な環境管理を行っている。教材、遊具などは、子どもが自分で出し入れしやすい場所に設置され自己管理しやすい家具の配置で整理整頓されている。老朽化しているが広いスペースを有効に活用してマットやごっこ遊びができる賞ぎのスペースを作ったり、壁面に園児の創作作品などを展示している。近隣の公園、林などに出かける「歩育」を積極的に取り組み子どもの体力増進を図るなど、子どもが安心して伸び伸びと心地よく過ごす環境づくりに取り組んでいる。
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	入園時にアセスメントシートで保護者から子どもの育ち、家庭環境、生活状況、健康状態など情報を得ている。入園後は個人懇談や日常的に保護者との情報交換を行い、子ども一人ひとりの家庭環境や生活リズム、関心、成長に対する理解を深めるよう努めている。子どもと保護者には分かりやすい言葉づかいをしている。特別配慮を要する子どもの情報は、クラス担当保育士だけでなく他の保育士から助言を得たり、情報共有や随時協議してきめ細かな働きかけをしている。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a	子どもの成長に合わせ、食事、排泄、着脱、清潔などの基本的な生活習慣が確立できるように、机や椅子の選択、遊びと食事のスペースを区分し子供が伸び伸びと生活できるようにしている。子どもの棚には名前を貼り自分で取り出せるようにしている。子どもの主体性を尊重しながら基本的な生活習慣が身に付き、積極的に活動できるように配慮している。保護者とは、家庭の様子や保育所での様子を連絡帳や日々の情報交換などで伝え合いながらすすめている。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	コロナ禍で歌う遊びや3密になる遊びを避けている。季節を問わず屋外に出かける「歩育」に積極的に取り組んでいる。「てくてくメーター」を壁に掲示し、クラスごとの進み具合がわかり、子供たちの意欲につながったり、寒さも恐れず散歩を楽しむ様子が見られ体力向上につながっている。また、地域の施設などの説明を聞いたり、畑や幼虫などの自然に触れたり、木の実などで創作遊びをしている。月2回の異年齢小集団保育では、年長児が年少児の世話をしたり、年少児が年長児を真似て様々なことにチャレンジする、ルールを守りながら楽しく遊ぶなど、集団活動を通して子ども同士が学び合う機会になっている。活動は保護者に「わくわく通信」で知らせている。子どもの生活と遊びを豊かにすることで、子どもの主体性や自分でやろうとする気持ちを育む関わりをしている。

<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>看護師、専属担当保育士を配置し、乳児との愛着関係がもてるようにしている。年間指導計画に基づき、一人ひとりの生活・健康状態を把握し毎月個別指導計画を作成し月齢を考慮した保育を実施している。SIDSの予防のため毎日プレスチェックしている。保護者との連携を重視し、連絡帳には保育所の生活と家庭での生活を時間軸で記入しているため、家族と保育士が相互に子どもの生活がわかるようになっている。また、送迎時の情報交換を密に行い日々の保育に反映させている。発達に合わせた手作りのおもちゃを多く置いて遊べる環境を作っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>年間指導計画に基づき、一人ひとりの発達や健康状態を把握して個別指導計画を作成し、基本的な生活習慣の形成と自分でやろうという気持ちを尊重し個性を配慮して関わっている。遊びたいときに好きな玩具を取り出して、自由に探索活動ができるように環境を整備している。年長児との交流や、ボランティア、厨房職員、用務員などと交流する機会を多く持てるようにしている。保護者には連絡帳を通し日々の生活を共有している。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>年間指導計画に基づき、一人ひとりの発達や健康状態を把握し6ヵ月毎に個別指導計画を作成している。月2回の異年齢小集団保育では終日日課を共に過ごし、年少児との交流の機会を積極的に取り入れ、年少児の世話をしたり、集団活動でのルールの大切さや遊びを通じてバランス力・体力の向上を図っている。さらに、共同創作活動・創造的な遊び、自己表現力・他者理解を深める力・物事をやり遂げる力・譲り合い他者を尊重する力などを育てている。保護者に「クラスだより」を発行し活動を周知している。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保健、医療、福祉、教育による連携した支援を受けをることができる個別支援計画「すくらむ」を保護者と作成し、共通の目標を目指して成長を共有しながら保育をしている。児童発達支援センター、障害児通所支援事業所など特別支援保育に係る連携を密に行い、相談・助言を受け、職員間で情報共有し保育に反映している。日常的に保護者と密に連携し保護者が相談できるように関わっている。障害に関する研修会を開催し職員の理解を深めたり、特別支援コーディネーターが来所し、児童の観察や保育へのアドバイスを受け保育に反映している。胃ろうのある子どもや特別な配慮が必要な子どもと一緒に生活することが日常となっており子ども間での相互理解が形成されている。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>個別指導計画に長時間保育を位置づけ、伝達事項はクラス担当保育士の引き継ぎ、ノートやホワイトボードの活用のほか、遅出職員が翌日の早出勤務となるシフト体制で、必要な情報が途切れなく統一した関わりができるようにしている。延長保育担当保育士を複数配置し、靴を脱いで過ごす保育室で手作りのおやつを食べたり、家庭的な雰囲気の中でゆったり遊びができるようになっている。異年齢児とも一緒に過ごし、個々に合わせた動きや遊びができるように環境を整備している。お迎え時の保護者との連携を密に行い、保護者の都合による予定外の保育にも対応している。</p>

<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p> <p>A⑩</p>	<p>b</p>	<p>保護者との個別懇談を設定している。個別指導計画では就学にむけての目標を保護者と共有し見通しを持って関わっている。小学校との連携は、担当教員が来園して担当保育士と面談し「保育所児童保育要録」を通して引き継ぎをしており、就学後も必要に応じて連携している。毎月のおたよりで相談対応を周知したり、日々の関わりで相談の必要がある場合は個別の相談室で対応している。幼保小連携に年2回参加している。今後は、小学校見学や交流、合同職員研修など積極的な連携が期待される。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p> <p>A⑩</p>	<p>a</p>	<p>保健計画は、年齢別、月別に目標、保健に関する行事、活動、健康教育、家庭との連携などのきめ細かな内容で策定している。健康管理、衛生管理に関することが感染症対策マニュアルの中に記載されている。既往症、予防接種など個々の健康記録があり、疾病や怪我などの記録をしており、登園時の視診や前日体調が悪かった時は保護者から状態を聴き取り保育に反映している。職員間で情報共有が必要な場合は逐次口頭連絡、連絡ノート、遊戯室掲示板を利用して伝達している。定期的に身体測定を行い成長曲線をつけて記録し保護者にも伝えている。看護師による保健指導、保健だよりの発行などで健康増進への啓発を行っている。SIDSに関する知識を職員に周知し毎日プレステックをしている。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p> <p>A⑩</p>	<p>a</p>	<p>嘱託医による内科健診を年2回、歯科健診は年1回を行っている。保護者から特に診てもらいたいことを健診票に事前に記入してもらい、所見や対応などを個別に伝えている。結果は保護者に知らせ、生活習慣の改善等へもつなげている。特に配慮が必要な情報は職員間で共有している。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p> <p>A⑩</p>	<p>a</p>	<p>食物アレルギー対応マニュアルを整備し、入所面談で把握し、医師の診断書提出、職員間で情報共有、月末に保護者と翌月の献立を確認し合っている。連絡票を用いて給食調理員と保育士で二重チェックを行い、配膳と食事摂取を確実に行うよう連携している。誤食が起きないように、食器の色を変えたり、ランチョンマットを使用したり、席の配置なども配慮している。職員全員で見ることができるようアレルギーカレンダーに記入している。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p> <p>A⑩</p>	<p>a</p>	<p>食育計画を基にラッキーラブ、栽培活動、クッキング、パイキングなどを通じて食に対する興味を引き出して子どもの楽しみになっている。偏食のある子どもには、無理強いわず一口から始め子どものペースに合わせ完食する喜びを体験してもらうよう関わっている。調理室は子どもから見えるようになっており、調理の過程を覗いたり、匂いを感じることで食事に期待感を持つことができている。給食だより及び食育だよりの発行、玄関には給食展示、レシピの配布、試食会を行うことなどで、家庭への情報発信を行っている。</p>

<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>献立はこども育成課と市立3保育所の栄養士が作成した共通の献立を使用している。子どもの体調、生活リズム、日中の活動量、好き嫌いなどを考慮し、量を加減しながら一人ひとりに合わせた食事ができるように配慮している。誕生会は子どもの好きなメニューを取り入れたり、年中行事の伝統食、じゃがいもバターやかぼちゃ団子など地域の食文化を取り入れている。食材は旬のもの、地産地消、国産を使用している。また、大量調理マニュアルや旭川市保育所等給食管理運営指針に則り衛生的に調理し安全な給食提供に努めている。給食試食会を設定し、保育所での食事の様子を知ってもらい給食に対して関心を持てるよう取り組んでいる。</p>
--	----------	--

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
<p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>玄関のホワイトボード、連絡帳、送迎時の口頭などで子どもの様子を知らせたり、保護者との情報交換を密にする様になっている。また、ほけん、保育所、わくわく、食育、げんき、グループ、絵本などの各種のおたよりで保育の意図や取組について発信している。参観日や懇談会、保護者参加の行事を通して保護者と連携する機会を積極的に作り、意見を聞いたり、アンケートなどで保護者の意向を把握している。懇談記録や相談記録を作成し、職員間で共有し保育に反映させている。</p>
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>		
<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>送迎時の声掛け、懇談時の保護者との対話を大切にし、保護者が相談しやすい雰囲気作りを行っている。日々の関わりで気になる時は、プライバシーが守れる相談室で保護者の話を傾聴する機会を作っている。保育士が個別に相談を受けた際は「子育て相談記録」を記入し全職員で共有し、相談を受けた保育士を組織として支援できるよう体制づくりを整備している。特に細かな配慮が必要な場合は、全職員で協議し対応している。</p>
<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>日頃から子どもの心身状態をきめ細かく観察し早期発見に努め、登所時の視診、健康観察、午睡時の身体チェック、保護者との会話から兆候を見逃さないようにしている。虐待対応マニュアルを整備し研修を行い職員に周知している。早期発見チェックリストなどを活用し虐待の兆候を発見した時には、児童相談所や子ども総合相談センターと連携する体制を整えている。保育士のためチェックリストを活用し、無意識のうちに子どもを傷つける言動をしていないかを振り返っている。</p>

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>保育士全員が年2回自己評価を行い、評価後の所長面談で助言・指導を受け、自己の保育を振り返ることや課題の気づきから保育の質の向上につながっている。クラス担当者間で日々の振り返りをもとに毎月の保育の振り返りを協議して評価を記録し所長からの助言指導を受けている。また、翌月のクラス運営や日々の関わりに反映している。記録要領に基づいて作成した個別保育計画において一人ひとりの子どもの育ちを捉える保育実践が出来ているか振り返るとともに、日々保育所全体で話し合い保育の課題解決に向けた協議を行い、職員相互の学び合いや協働に繋げている。</p>